平成２７年（フ）第２４号
岐阜県下呂市小坂町落合2376番地１　旅館御岳
債務者　林　　秀弥
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月14日午前11時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
栃木県那須塩原市接骨木535番地58、前住所栃木県那須塩原市太夫塚１丁目195番地　三和ハイツ205号
債務者　レイバ麻美
１　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７３号
栃木県宇都宮市立伏町975番地87
債務者　髙橋　　晃
１　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７７号
栃木県宇都宮市今泉新町45番地７　東海今泉新町ハイツ１―106
債務者　清水　耕子
１　決定年月日時　平成27年10月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字船生428番地　町営住宅船生第２団地11号室
債務者　永田　義道
１　決定年月日時　平成27年10月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８２号
栃木県那須塩原市新南163番地443
債務者　藤田　弘江
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
５　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９号
熊本県阿蘇郡高森町大字草部2015番地
債務者　穴見　自子
１　決定年月日時　平成27年10月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２７年（フ）第１６０３号
横浜市緑区十日市場町1258番地　市営十日市場ヒルタウン２－１棟　504号、住民票上の住所神奈川県秦野市戸川171番地の８
債務者　佐竹　裕行
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４３号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目12番37号　メゾンピーチ203号室
債務者　由利　歌織
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７９１号
東京都墨田区向島５丁目14―６―204
債務者　照井　利昭
１　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１８号
鹿児島県枕崎市別府西町630番地　市営西之原団地306号
破産者　飯伏　和子
１　決定年月日　平成27年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第８１号
東京都八王子市楢原町314番地７　ブランジュール・ノア101号、開始決定時の住所相模原市緑区若柳1231番地
破産者　矢部　幸江
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８２号
東京都八王子市楢原町314番地７　ブランジュール・ノア101号、開始決定時の住所相模原市緑区若柳1231番地
破産者　矢部　　守
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３１号
相模原市緑区橋本２丁目17番２号　キャトルセゾンⅥ101号
破産者　土井　荘平
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３０号
相模原市中央区田名7433番地１　ミドルハイツ101
破産者　小川　真二
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３１号
相模原市中央区田名7433番地１　ミドルハイツ101
破産者　小野里文子
１　決定年月日　平成27年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部